

丹波市立児童館運営委員会次第

日 時：令和8年7月10日（金）

午前10時から

場 所：こうがやま児童館

1 開 会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

こども福祉課長兼児童館長 上野 奈美

4 委員及び職員紹介

5 会長あいさつ

児童館運営委員会 会長 榊 国光

6 議 事

（1）令和7年度事業報告について 《資料①・②》

（2）令和8年度事業計画について 《資料③・④》

（3）その他

・児童館利用時の約束ごとについて 《資料⑤・⑥》

・児童館遊具について 《資料⑦》

7 閉 会

丹波市立児童館運営委員会委員名簿

令和9年3月31日まで

氏 名	所属・職名等
中西 由美	丹波市社会福祉協議会 南部支所長
大西 仁	丹波市P T A連合会 副会長
榊 国光	丹波市小学校長会 中央小学校長
田畑 佳美	児童館 利用者
山内 順子	児童館 教室指導経験者
高岡 睦美	丹波市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
芦田 陽一朗	公募委員

児童館の概要

1 目的

児童に健全な遊びの場を提供するとともに、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、地域の健全育成の拠点施設として活用する。

2 設置場所等

施 設 名	場 所	電話番号
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松 217	82-8620

3 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 休館日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

5 利用対象者

0 歳から 18 歳未満までの児童とその保護者

6 主な事業内容

- （1）児童の集団的及び個人的指導に関する業務
- （2）児童相談に関する業務
- （3）子ども会等地域組織活動の育成助長に関する業務
- （4）児童クラブ等の育成に関する業務
- （5）関係機関又は団体との連携に関する業務
- （6）少子化対策に関する業務
- （7）前各号に掲げるもののほか、児童館の目的を達成するために必要な業務

参 考

【根拠法令 児童福祉法】

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

○丹波市立児童館条例

平成16年11月 1 日

条例第113号

改正 平成24年12月27日 条例第52号

平成27年 9 月30日 条例第36号

平成28年 9 月29日 条例第32号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する理念に基づき児童の心身共に健全な育成を図り、もってその福祉を増進するため、法第40条に規定する児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松217番地

(事業)

第3条 丹波市立児童館（以下「児童館」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の集団的及び個人的指導に関すること。
- (2) 児童相談に関すること。
- (3) 子供会等地域組織活動の育成助長に関すること。
- (4) 児童クラブ等の育成に関すること。
- (5) 関係機関又は団体との連携に関すること。
- (6) 少子化対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する児童館の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 児童館に館長その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 児童館の円滑な運営を図るため、丹波市立児童館運営委員会を置く。

2 委員会は、委員8人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 5人以内
- (2) 主任児童委員 1人
- (3) 公募による市民 2人以内

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げないものとする。

(使用の許可)

第6条 市長は、第1条に規定する目的に反しない限り、児童館を使用させることができる。

2 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときもまた同様とする。

3 市長は、前項の許可をする場合において、児童館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、児童館の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物、備品その他の附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管

理に関する条例（平成6年氷上町条例第16号）の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月27日条例第52号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○丹波市立児童館条例施行規則

平成16年11月 1 日

規則第67号

改正 平成21年 9 月 2 日規則第96号

平成24年12月27日規則第74号

平成27年 9 月30日規則第54号

令和 7 年12月26日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市立児童館条例（平成16年丹波市条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第4条の規定により、丹波市立児童館（以下「児童館」という。）1館につき次の職員を置く。

(1) 館長 1人

(2) その他の職員 2人

2 館長は、他の職務と兼ねることができる。

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他市長が管理上必要と認めた日

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条の規定に基づき、児童館を使用しようとする児童は、受付に備付けの使用簿に住所、氏名及び年齢を記入し、許可を得て入館するものとする。

2 児童以外の者が児童館を使用するときは、児童館使用許可申請書を使用する日の前日までに提出するものとする。ただし、市長において特別の理由又は当該施設の管理上支障がないと認められるときは、当該期間によらないことができる。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、児童館使用許可書を交付するものとする。

(使用変更等)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用を変更し、又は取り消しをしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第10条の規定による許可した事項を変更し、若しくは使

用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限をするときは、口頭又は理由を付した文書により使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館の使用を終了したときは、使用した場所及び設備を整理整頓し、係員に届け出ること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 騒音、暴力等により他に迷惑をかけないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(係員の立入り)

第11条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委員会の運営)

第13条 委員会は、児童館の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査及び審議する。

2 委員会が調査及び審議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童館の管理に関すること。
- (2) 児童館の行う事業の企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条の目的達成に必要な事項

(会長及び副会長)

第14条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長

の決するところによる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年氷上町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月2日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日規則第74号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月26日規則第43号）

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 丹波市立こうがやま児童館事業実績

■チャレンジ教室事業（延べ開催回数：15回）

令和8年3月末

事業名	わくわく絵画教室		
講師	原 千歳 氏	開催日	①5月31 日(土) ②7月5日(土) ③9月6 日(土) ④12 月13 日(土) ⑤2月7日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ107名 (内訳)①25 人 ②17 人 ③21 人 ④22 人 ⑤ 22 人
評価	講師と事前に、どのような作品を作り上げたいのか、制作過程や準備物などについて、認識の相違が生じないよう入念に確認を行った。 幅広い学年のこどもたちに教える中で、制作工程には得意・不得意があり、進める速さに差が見られたが、講師や職員が一人ひとりの気持ちを尊重し、それぞれに合ったアドバイスや選択肢を提示することで、差ができるだけ生じないよう対応した。 講師の丁寧な指導のもと、色や形の組み合わせ、画材の種類によって全く異なる表現ができることを学び、こどもたちは自由な発想で制作に取り組み、表現する楽しさを十分に味わうことができた。 また、自分の思いを作品で表現する経験を通して、表現力や集中力の向上が見られたほか、こども同士で作品を見せ合うなど、交流する姿も見られた。 完成した作品からは、一人ひとりの個性や工夫が感じられ、創造性を育む有意義な時間となった。さらに、個性ある作品を認め、認められる経験を重ねることで、自己肯定感の育成にもつながる事業となった。		

事業名	おもしろ科学教室		
講師	中西 勝廣 氏	開催日	①5月17 日(土) ②8月23 日(土) ③10月11 日(土) ④12月20 日(土) ⑤1月24 日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ72 名 (内訳)① 13 人 ② 16 人 ③12 人 ④ 18 人 ⑤13 人
評価	各回ごとに、事前に講師とともに当日のねらいや児童の活動内容について念入りに打ち合わせを行い、職員も実際に試作・実験等を行うことで、内容への理解を深め、児童への適切な対応ができるよう準備した。 児童一人ひとりの理解度に応じた意欲を引き出す言葉かけや補助に配慮した。 制作途中で、児童の発想により必要なものが突発的に出てくることもあるため、そのような状況を想定しながら、希望に添えるよう準備物にも留意した。 身近にある素材を活用し、科学の力と結びつけることで、新たなものを生み出す方法や考え方を、体験を通して学ぶことができた。 与えられた課題の中で創意工夫を重ね、問題点を解消しながら完成させた作品で遊ぶ姿からは、満足感や達成感が感じられ、心からの笑顔があふれていた。 回を重ねるごとに、講師の話をしっかり聞く力、分からないことを自ら質問して解決しようとする力、友達と考え合ったりヒントを伝え合ったりする関わり合いの力、身近な素材を活用して新たなものを生み出す学びの力が育まれた。		

事業名	英語であそぼう		
講師	山内 順子 氏	開催日	①6月7日(土) ②7月19 日(土) ③9月13 日(土) ④11 月8 日(土) ⑤2月14 日(土)
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	延べ19名 (内訳)① 4 人 ②4 人 ③4 人 ④ 3 人 ⑤ 4 人
評価	英語であそぼうは、他の教室とは異なり、反復的な活動を通して英語表現を身につけることを目的として実施した。 児童が楽しみながら自然に英語に親しめるよう、年間を通して、音楽やリズムを活用し全身を動かす活動を取り入れた。参加児童は、リズムに合わせて身体を動かしながら英語の発音を行い、動物や季節の挨拶、自分の名前、住んでいる市、好きな色など、日常生活で活用できる基礎的な英語表現を習得することができた。 10月にはハロウィン、12月にはクリスマスや新年の挨拶など、季節行事と英語学習を結びつけることで、学習意欲の向上が見られた。 また、イギリスやアメリカの児童が使用しているカラフルなワークシートを活用し、児童の理解度に応じた振り返りを行うことで、学習内容の定着を図ることができた。 年間を通じて、講師が発音を中心に丁寧に指導し、児童のつぶやきを受け止めながら関わったことで、英語に対する苦手意識を持つことなく、興味や関心を高める姿が見られた。英語に親しむきっかけとなる、継続的な学びにつながる活動となった。		

■児童館啓発事業（3事業）

令和8年3月末

事業名	夏の星空観察会		
講師	県立柏原高校理科部顧問・生徒	開催日	令和年8月8日（金）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	0名
評価	雷雨のため中止		

事業名	みんなおいでよ児童館		
講師	グループ三輪車 ・ 澤野 凧緒子 氏	開催日	令和7年10月25日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	50 名
評価	「みんなおいでよ児童館」では、多世代での交流を目的に、1つの事業の中に3つのプログラムを用意し、参加者同士が自然に交流をもてる構成とした。 プログラム1では、グループ三輪車による「レッツエンジョイわくわくステージ」を鑑賞した。ハンドベルの美しい音色に聞き入ったり、手品や「泣いた赤鬼」の人形劇を想像を膨らませながら楽しむ様子が見られた。 プログラム2では、氷上中学校の生徒ボランティアによる「聞いて聞いて 何の音」を実施した。ガード裏で、身近な6種類の楽器の音を鳴らし、参加者が音だけを頼りに楽器名を当てるクイズ形式で行った。楽器の写真を使ってヒントを出すなど、参加者が答えにたどり着きやすいよう工夫し、互いに楽しみながら進化した。 プログラム3「ダンスでつながるみんなの心」では、澤野講師の指導のもと、未就学児から小・中学生、70歳代の大人まで、幅広い世代がひとつになって身体を動かし、心身を解放して思いきり楽しむことができた。 地域の皆様にも見守られながら、多くの人との関わりやふれあいが生まれ、楽しさの中に学びも感じられる有意義な時間となった。		

事業名	こまをまわしてあそぼう		
講師	枇杷 紘一郎 氏 ・ 枇杷 喜代子 氏	開催日	令和7年12月6日（土）
開催場所	こうがやま児童館	参加人数	7 名
評価	講師は、豊かな表情と引き込まれる語り口で日本各地のさまざまなこまを紹介し、参加者の関心を高めながら活動を進めた。地域ごとに異なるこまの形状や回し方を学ぶことで、参加者は伝承遊びの多様性に触れることができ、新たなこまが登場するたびに歓声や拍手が起こるなど、高い関心と集中が見られた。 未就学児が、目の前で回転するこまに興味を示し、自ら近づいたり触れようとする姿が見られ、主体的に活動へ参加する様子がうかがえた。安全面については、職員が適宜そばにつき、安心して体験できる環境を整えることで、年齢の異なる参加者がともに活動できる場を確保した。 日本昔話「桃太郎」をこまを使って披露する場面では、講師の問いかけに参加者が声や動きで応えるなど、物語の世界に入り込み、聞く力や想像力を育む機会となった。 さらに、「ひねりごま」を使った体験では、大小さまざまなこまに触れながら試行錯誤する様子が見られ、「どうやったら回るのか」を考え、工夫する力を養うことができた。参加者が積極的に質問したり感想を伝える姿からも、伝承遊びへの興味・関心の高まりがうかがえた。 本事業は、見る・聞く・触れる体験を通して伝承遊びの魅力を実感できるとともに、世代を超えた交流と学びを促す有意義な機会となった。		

■出前児童館事業（3事業）

令和8年3月末

事業名	レッツエクササイズ		
講師	田中 康雄 氏	開催日	令和7年6月21日（土）
開催場所	氷上住民センター 体育館	参加人数	31名
評価	今年度は、健康運動指導士の田中康雄講師の指導のもと実施した。 準備運動の大切さについての説明から始まり、その後、支える力（支持力）、ぶら下がる力（懸垂力）、ジャンプする力（脚力）を意識した運動遊びとして、リングを使ったハンドル遊びや、縄を活用した連続とび、ロープを使ったレスキューごっこなどを体験した。児童が楽しみながら繰り返し挑戦する様子が見られ、基礎的な運動能力の向上につながった。 また、講師が動きの手本を示しながら分かりやすく伝えたことで、児童が意欲的に参加し、保護者も一緒に体を動かしながら学ぶ姿が見られた。事業終了後には、「家庭でもやってみたい」「大人も運動の知識が必要だと感じた」といった声が聞かれ、家庭での運動習慣につながる意識づくりにも効果があった。 本事業は、児童の体力向上だけでなく、保護者の意識変化や家庭への波及効果も見られる、実践的で有意義な取組となった。		

事業名	和ごころ講座		
講師	丹波年輪の里	開催日	令和7年7月26日（土）
開催場所	丹波年輪の里 工作室B	参加人数	27 名
評価	木工作业に入る前に、森や木への興味・関心を高めるため、「森クイズ」を5問実施した。参加者はA・Bパネルを使い、悩みながらも楽しんで答える様子が見られ、森の役割について考えるきっかけとなった。 その後、木工作业に移った。制作物ごとに2チームに分かれ、それぞれに木工指導員1名がつき、低学年の児童にも分かりやすいよう、作り方や工具の使い方、安全面の注意点について丁寧な説明が行われた。バーナーを使った焼杉作業や本格的な工具を使う体験など、日常ではなかなかできない活動を通して、ものづくりの楽しさを実感する機会となった。 児童は木工指導員の話をよく聞き、集中して作業に取り組んでおり、保護者も一緒に制作を行うことで、親子の会話が弾む様子が見られた。また、作業が進むにつれて、他校の児童同士や保護者同士が自然に会話を交わす姿が見られ、交流の広がりも生まれた。 木工作业を楽しむだけでなく、木や森について知り、関心を深める学びの場となった。		

事業名	学べるクッキング		
講師	こども福祉課 栄養士 足立 真澄 氏	開催日	令和7年11月22日（土）
開催場所	山南住民センター 調理室	参加人数	18名
評価	本事業は、こどもたちの野菜に対する苦手意識を少しでも払拭できるよう、野菜をおいしく食べるレシピを紹介するとともに、体に大切な栄養を学ぶことを目的に実施した。 当日は、調理手順の説明後、各班で役割分担を行い、児童が主体的に調理に参加する形で活動を進めた。 軽量スプーンの使用や包丁での野菜切りなど、普段家庭では経験しにくい体験の機会となったとともに、各工程では、保護者が後ろから手を添えたり、声掛けをしながら見守ることで、親子の信頼関係やコミュニケーションが深まる場面が多く見受けられた。 完成後の実食では全員が完食し、おかわりをする児童も見られるなど、野菜に対する苦手意識の軽減や興味・関心の向上につながったと考える。 食後には、講師による栄養バランスの話や、職員による「野菜のはたらき」「野菜の選び方」「野菜クイズ」を実施した。児童も積極的に発言し、学びや興味・関心を深める時間となった。 また、活動を通して親子や参加者同士の交流が自然に生まれ、保護者が講師に日頃の食事の悩みを相談するなど、情報共有の場としても有意義な事業となった。		

■その他事業

令和8年3月末

事業名	地域に学ぶトライやる・ウィーク		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和7年6月2日（月）～6月6日（金）
実施回数	5日間	参加人数	3名
評価	今年度は3名の生徒を受け入れ、支援や援助を要する生徒については、事前に氷上中学校と情報共有を行い、共通理解を図ったうえで実施した。 受け入れにあたっては、生徒への関わり方や言葉かけに配慮しながら、児童館の役割や施設内外の環境維持、玩具・遊具の安全管理や衛生管理について、日々の活動を通してわかりやすく伝えるよう努めた。 未就学児や保護者、小学生以上の児童への関わり方については、職員と一緒に行動しながら伝えることで、生徒が安心して活動に取り組める環境づくりを行った。その結果、3名とも職員の助言を素直に受け止め、日を重ねるごとに利用者への関わりが積極的になっていった。 また、3名で相談しながら児童館で活用できるおもちゃ制作に取り組んだ際には、協力し合い、楽しいおもちゃを完成させることができた。日々の活動の中でも、ピアノ演奏や絵、ものづくりなど、それぞれの得意分野を生かし、利用者との交流を深めていた。 5日間の体験を通して、生徒一人ひとりが人との関わりや実践的な活動の中で学びを深め、感性や想像力、社会性を育む機会となった。本事業は、生徒の成長を支えるとともに、今後の人生における「生きる力」につながる有意義な機会となった。		

事業名	保育実習生受け入れ		
開催場所	こうがやま児童館	開催日	令和7年8月26日（火）～9月6日（土）
実施回数	10日間	参加人数	1名
評価	8月26日から9月6日までの期間（8月30日を除く）、保育実習生を受け入れた。 幼児教育関係への就職を希望されており、幼児教育施設以外での実習機会として児童館実習を希望され、終始真面目で丁寧に取り組む姿勢が見られた。 児童館という施設自体が初めてであったことから、当初は児童や保護者への関わり方に悩む様子も見られたが、実習の中で自ら課題を設定し、意識して取り組むことで、日を追うごとに自信を持って関わろうとする姿が増えていった。 実習生からは、「幅広い年齢のこどもや保護者と関わることができ、貴重な経験となった」「目に見える活動だけでなく、見えない部分で支えられている仕事の大切さを知り、視野が広がった」との感想があり、児童館の役割や意義への理解が深まったことがうかがえた。 また、実習期間中にはチャレンジ教室「おもしろ科学」にも参加し、児童館事業の一部を体験する機会を設けることができた。 児童館の多様な役割や業務を知る貴重な学びの場となり、実習生の成長につながる有意義な機会となったと考える。		

令和7年度 こうがやま児童館年間利用実績（地域別） R8.3月末

年齢	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	その他	合計
0歳	8	148	2	8	3	1	3	173
1歳	50	216	0	24	2	0	2	294
2歳	37	157	3	8	2	0	13	220
3歳	10	42	0	16	7	4	3	82
4歳	7	46	1	5	6	0	5	70
5歳	3	48	0	9	5	3	1	69
6歳	9	228	1	2	8	0	0	248
7歳	10	213	5	11	14	0	1	254
8歳	8	186	6	5	14	5	1	225
9歳	14	293	2	14	9	0	0	332
10歳	9	749	0	12	1	1	1	773
11歳	1	730	0	0	1	0	0	732
12歳	0	181	0	0	1	0	0	182
13歳	0	36	0	0	0	1	1	38
14歳	0	9	0	0	0	0	0	9
15歳	0	5	0	0	0	0	0	5
16歳	0	0	0	0	0	0	0	0
17歳	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳～	144	1,157	28	118	88	11	57	1,603
合 計	310	4,444	48	232	161	26	88	5,309

開館日数 292 日 1日平均利用数 18.2 人

実利用日数 290 日

令和8年度 丹波市立こうがやま児童館事業計画（案）

■チャレンジ教室

教室名	実施日	場 所	対象者	内 容
わくわく絵画教室	年間5回 (土曜日)	こうがやま 児童館	小学生 (1～4年生)	多様な画材や技法に触れ、絵を描くことを楽しみながら、感性・想像力・表現力を養う。また、ゼロから何かを生み出す喜びや自己表現の楽しさを知る。
おもしろ科学教室				身近にある素材を活用し、科学を応用しながら物を作ることで、知的好奇心を刺激し科学的な思考プロセスを体験する。完成した作品で遊びながら、学びを深める。
のびのび運動教室		氷上住民 センター 体育館	小学生 (1～6年生)	近年、こどもの体力や運動能力は低下傾向にある。身体の構造を知り、筋力・体幹・柔軟性・バランス等を重点とし、全身の活性化や運動能力の向上を図る。

■児童館啓発事業

事業名	実施日	場 所	対象者	内 容
夏の星空観察会	8月21日 (金)	こうがやま 児童館	小学生 保護者	夏の星座、月、木星、土星等を天体望遠鏡で観察し、柏原高等学校理科部の顧問や生徒の話、天体クイズ等を楽しみ、宇宙・星空への関心や夢を広げる。
みんなおいでよ、 児童館	10月24日 (土)		未就学児 小学生 保護者	幅広い年代で交流し、関わりを深めることで、仲間意識や豊かな感性を育む。また、様々なプログラムを通じて、学びや楽しみ、喜び、嬉しさ、充実感を味わう。
こまをまわして あそぼう	11月21日 (土)			日本全国の郷土こまの紹介や技の披露。季節に応じた個性豊かなこまを使い、人生の生きるヒントを織り交ぜながら語られる日本昔話を聞く。 実際にこままわしを体験して楽しむ。

■出前児童館事業

事業名	実施日	場 所	対象者	内 容
レッツエクササイズ	6月20日 (土)	柏原住民 センター	小学生 保護者	健康増進や体力向上にも有効で、日常生活の中で無理なく取り入れられる有酸素運動や体幹運動などを知り、体験する。遊びの中で、体を動かす心地良さを味わう。
和ごころ講座	7月25日 (土)	春日住民 センター		丹波布技術認定者から直接指導を受け、「丹波布」を活用した巾着作りに挑戦する。伝統的な工芸品に実際に触れながら、市の伝承文化に親しむ。
学べるクッキング	12月5日 (土)	ライフピア いちじま		保護者とともに（祖父母含む）異世代交流を図りながらクリスマスメニューのクッキングを楽しむ。また、クリスマスにちなんだ話や食育に関するクイズにも挑戦する。

※上記主催事業に加えて、トライやるウィーク・サマーボランティア・インターンシップ・実習生受け入れもあり。

令和8年度 年間行事予定表

令和8年1月末現在

丹波市立こうがやま児童館

日	曜	4月	曜	5月	曜	6月	曜	7月	曜	8月	日	曜	9月	曜	10月	曜	11月	曜	12月	日	曜	1月	曜	2月	曜	3月
1	水		金		月	トライやる 生徒受け入れ	水		土	おもしろ科学教室②	1	火		木		日		火		1	金	元日	月		月	
2	木		土		火		木		日		2	水		金		月		水		2	土	休館日	火		火	
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		3	木		土		火	文化の日	木		3	日	休館日	水		水	
4	土		月	みどりの日	木		土	わくわく絵画教室②	火		4	金		日		水		金		4	月	仕事始め	木		木	
5	日		火	こどもの日	金		日		水		5	土	わくわく絵画教室③	月		木		土	学べるクッキング	5	火		金		金	
6	月		水	振替休日	土	わくわく絵画教室①	月		木		6	日		火		金		日		6	水		土	わくわく絵画教室⑤	土	
7	火		木		日		火		金		7	月		水		土	のびのび運動教室④	月		7	木		日		日	
8	水		金		月		水		土		8	火		木		日		火		8	金		月		月	
9	木		土		火		木		日		9	水		金		月		水		9	土		火		火	
10	金	チャレンジ教室 配信・配布	日		水		金		月		10	木		土	おもしろ科学教室③	火	学べるクッキング 配信・配布	木		10	日		水		水	
11	土	チャレンジ教室 受付開始	月		木		土		火	山の日	11	金		日		水	学べるクッキング 受付開始	金		11	月	成人の日	木	建国記念の日	木	
12	日		火		金		日		水		12	土	のびのび運動教室③	月	スポーツの日	木		土	わくわく絵画教室④	12	火		金		金	
13	月		水		土		月		木		13	日		火		金	避難訓練	日		13	水		土	のびのび運動教室⑤	土	
14	火		木		日		火		金	夏の星空観察会 募集〆切	14	月		水		土	こまをまわしてあそぼう 募集〆切	月		14	木		日		日	
15	水		金		月		水		土		15	火		木		日		火		15	金		月		月	
16	木		土	おもしろ科学教室①	火	レッツエクササイズ 募集〆切	木		日		16	水		金		月		水		16	土		火		火	
17	金		日		水		金	和ごころ講座〆切	月		17	木		土	みんなおいでよ児童館	火		木		17	日		水		水	
18	土		月		木		土	のびのび運動教室②	火		18	金		日		水		金		18	月		木		木	
19	日		火		金		日		水		19	土		月		木		土	おもしろ科学教室④	19	火		金		金	
20	月		水		土	レッツエクササイズ	月	海の日	木		20	日		火		金		日		20	水		土		土	
21	火		木		日		火		金	夏の星空観察会	21	月	敬老の日	水		土	こまをまわしてあそぼう	月		21	木		日		日	
22	水		金		月		水		土		22	火	国民の休日	木		日		火		22	金		月		月	
23	木		土		火		木		日		23	水	秋分の日	金	こまをまわしてあそぼう 配信・配布	月	勤労感謝の日	水		23	土	おもしろ科学教室⑤	火	天皇誕生日	火	
24	金		日		水		金	夏の星空観察会 配信・配布	月		24	木		土	みんなおいでよ児童館	火		木		24	日		水		水	
25	土	チャレンジ教室 募集〆切	月	レッツエクササイズ 配信・配布	木	和ごころ講座 配信・配布	土	和ごころ講座 星空観察会受付開始	火		25	金	みんなおいでよ児童館 配信・配布	日		水		金		25	月		木		木	
26	日		火	レッツエクササイズ 受付開始	金	和ごころ講座 受付開始	日		水		26	土	みんなおいでよ児童館 受付開始	月		木		土		26	火		金		金	
27	月		水		土		月		木		27	日		火		金		日		27	水		土		土	
28	火		木		日		火		金		28	月		水		土	学べるクッキング 応募〆切	月	仕事納め	28	木		日		日	
29	水	昭和の日	金		月		水		土		29	火		木		日		火	休館日	29	金				月	
30	木		土	のびのび運動教室①	火		木		日		30	水		金		月		水	休館日	30	土				火	
31			日				金		月		31			土				木	休館日	31	日				水	

■児童館運営委員会

- ・運営委員会開催
年2回（7月・2月）予定

■貸館利用

- ・市内認定こども園（子育て支援室含む）
- ・子育て学習センター等

■チャレンジ教室

- ①おもしろ科学教室（年間5回）
- ②わくわく絵画教室（年間5回）
- ③のびのび運動教室（年間5回）

■その他事業

- ①トライやるウィーク（中学2年生）生徒受け入れ
- ②サマーボランティア受け入れ
- ③インターンシップ受け入れ
- ④実習生受け入れ

■児童館啓発事業

- ①夏の星空観察会 《8月21日（金）》
- ②みんなおいでよ、児童館！《10月24日（土）》
- ③こまをまわしてあそぼう《11月21日（土）》

■児童館だより発行 年4回（4月・7月・10月・1月）

■出前児童館事業

- ①レッツエクササイズ《柏原住民センター：6月20日（土）》
- ②和ごころ講座《春日住民センター：7月25日（土）》
- ③学べるクッキング《ライフピアいちじま：12月5日（土）》

児童館利用時の約束ごと

✓ 児童館利用の前に・・・

約束①

家の人に
「**児童館であそぶ**」と
行先を伝えておきましょう。

約束②

緊急時のため
家の人の電話番号を
おぼえておきましょう。
※児童館利用登録カードをご活用ください

約束③

トラブルを防ぐために
自分の持ち物には
名前を書いておきましょう。

✓ 児童館では・・・

約束④

児童館に来た時と帰る時は、
元気に**あいさつ**をしましょう。

約束⑤

携帯電話・ゲーム機などは
使用できません。

約束⑥

児童館内では、
お菓子を食べたり、
ジュースを飲んだりすることは
できません。
※お茶はOKです。

約束⑦

児童館で**お金**は使いません。
かばんの中に
しまっておきましょう。

約束⑧

おもちゃは
大切に使いましょう。
使ったあとは、もとの場所に
片付けましょう。
※自分のおもちゃは持ち込めません。

約束⑨

友達が**嫌な気持ち**になることを
言ったり、したりせず、
仲良く遊びましょう。

✓ 保護者の皆様へ・・・

児童館の**約束ごと**について、
ご家庭で**お子さん**と一緒に
確認をお願いします。

紙おむつやごみは
各自でお持ち帰りください。

未就学（乳幼児）の
お子さんの利用は、必ず
保護者同伴でご利用ください。

未就学（乳幼児）の
お子さんの利用は、
事故防止・安全配慮のため、
お子さんから目を離さず
見守りをお願いします。

気象状況により、
利用時間を変更する場合があります。
※日暮れが早くなる10月中旬以降は、
児童の安全確保のため、4時30分までと
しています。

行事開催前や行事当日は、
自由来館可能な時間帯を
変更します。
※自由来館時間の変更は、市ホームページ
(ID:6813)から、該当月の行事予定を
ご確認ください。

児童館の約束が守れない場合は、利用をお断りすることがあります。



おかしに関するこどもたちの意見

(1) アンケート実施期間 6月16日～26日 10日間

(2) 10日間の延べ利用人数

229名（幼児から大人まで） 内小学生・中学生は136名

(3) 10日間で付箋に記入したと思われる小・中学生の実人数 36名

(4) 10日間で付箋に記入したと思われる小・中学生の延べ人数 46名

(5) 以下はパネルに貼ってある付箋の数と記入内容

- ・児童館でお菓子を食いたい（23）
- ・食べかすが出ないお菓子だけ OK にしてほしい（1）
⇒持ち込んでよいお菓子の種類
- ・お菓子を食べるコーナーをつくってほしい（5）
⇒お菓子を食べられる場所
- ・ゴミは持ち帰る（1）
⇒ゴミに関する件
- ・お菓子をこぼさないようにする（2）
⇒お菓子を食べている時の約束や行儀
- ・お菓子置き場を作してほしい（3）
⇒お菓子の保管場所（置き場所）
- ・お菓子のお店屋さんごっこがしたい・おかしパーティーがしたい（4）
⇒お菓子に関する行事
- ・その他「インターネットの許可」「なんでも OK」等おかしと無関係のもの（7）

(6) 今後の対応

お菓子に関する約束のような意見もたくさん出始めているので、次は、約束に関する意見や賛成・反対の意思表示をしていく段階かと考えます。

■児童館遊具 対応状況（R8.6.24 時点）

ぞう滑り台：固定遊具ではなく、こどもの体重でも簡単に動いてしまうようになっている。

また、部分的に塗装剥離があり、使用は危険と判断。

※令和7年度遊具点検結果：総合判定 C・撤去

ロッキング遊具：持ち手部分にゆがみが生じてきているため、使用は危険と判断。

⇒ PP ロープ、使用禁止の張り紙で対応。

児童館玄関口にも使用禁止のお知らせを掲示予定。

